

継続申請時の経営事項審査に関わる注意事項

工事で経審を必要とする業種に継続申請される方は、以下の点にご注意ください。

- (1) 工事で経審を必要とする業種に継続申請される方は、直近の決算に基づく最新の経審を使用してください。
- (2) お手元に経審結果通知書が届いていても、共同運営電子調達サービスに経審データが反映されていない場合があります。ダウンロードした申請プログラムに、古い審査基準日が表示された場合は、後日、改めてダウンロードし、新しい審査基準日が表示されていることを確認したうえで継続申請を行ってください。
- (3) 申請プログラムのダウンロード後、申請データを送信するまでの間に、新しい審査基準日の経審データが共同運営電子調達サービスに反映されると、申請データ送信の段階でエラーとなり、送信が行えません。この場合は再度、申請プログラムをダウンロードし、入力直してください。
直近の決算に基づく最新の経審が近日中に出ると予想される場合は、申請プログラムをダウンロードして、新しい審査基準日が表示されていることを確認してから、入力してください。
- (4) 共同運営電子調達サービスで利用する経審データは、許可行政庁がデータを登録後、共同運営電子調達システムにデータが反映されるまでに通常3週間～4週間かかりますので余裕を持って申請してください。（「経営事項審査申請とデータの流れ（概略）」参照）
なお、許可行政庁へ提出する書類に不備等がある場合は、通常より多くの日数を要する場合がありますので、決算後できるだけ早く、経審の申請手続きを行ってください。

経営事項審査申請とデータの流れ(概略)

※通常の流れは以下のとおりです。

